

環境のための補助制度を活用してください

問 環境推進課 (☎62-1017)

環境保全と地球温暖化防止のため、一定の要件を満たす人・事業者へ各種補助金を交付します。

※申請書・パンフレットは市HPでダウンロード

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度

対 自らが居住する市内の住宅に対象システムを購入し設置する人（実績報告時までの転入・転居者を含む）または自らが居住する目的で対象システム付の市内の新築建売住宅を購入した人

補助金額 設置に要する額

補助対象システム		補助金額（上限）	
①住宅用太陽光発電システム（一体的導入*1）	ID 1003926	1kWあたり50,000円 （上限150,000円）	
②家庭用燃料電池システム（エネファーム）	ID 1003927	100,000円	
③住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	ID 1003928	20,000円	
④住宅用リチウムイオン蓄電システム	ID 1003930	150,000円	
⑤住宅用電気自動車等充給電システム	ID 1003929	50,000円	
⑥高性能外皮等（一体的導入*2） 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす住宅の高断熱外皮、空調設備、給湯設備（エネファームを除く）、換気設備	ID 1017513	100,000円	
⑦住宅用太陽熱利用システム ※太陽光発電システムと一体型のシステムを設置する人は、太陽光発電システムとの併給不可	ID 1003931	自然循環型	25,000円
		強制循環型	50,000円
		空気集熱型	

*1…③と④～⑥のいずれかを一体的に導入すること

*2…①と③を一体的に導入すること

申請期限 補助対象システムの着工前（建売住宅の場合は引渡前）

※年度内に設置完了および実績報告を行うこと

制度を活用して、
お得にエコしよう♪



次世代自動車購入費等補助制度

対 ▶個人用（ID1003932）…申請日の6カ月以上前から引き続き市内に在住し、市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を非営利かつ自ら使用する目的で購入または4年以上のリース契約をした人

▶事業用（ID1003933）…市内に事務所または事業所を有し、市内を使用の本拠とする新車の次世代自動車を事業のために自ら使用する目的で購入または4年以上のリース契約をした事業者（年度につき1台を限度。超小型電気自動車1台とその他補助対象車種1台の組み合わせは可）

※リース（サブスクリプション含む）契約の場合、対象者に次世代自動車を貸与するリース事業者に補助金を交付します。車の使用者は補助金相当額がリース料金から値下げされます。

補助金額 車両本体価格の10分の1

※車両本体価格から値引きがある場合は、値引き後の価格が対象

補助対象車種	個人用	事業用
燃料電池自動車	上限500,000円	上限400,000円
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	上限300,000円	上限150,000円
超小型電気自動車	上限70,000円	

申請期限 車検証または標識交付証明書の交付年月日から90日以内

◆EV・PHEV充電スタンドを設置しています

ID 1003906

場 市役所、相生・神田駐車場、各市民センター、南部・北部生涯学習センター、総合文化センター、一ツ木福祉センター、刈谷ハイウェイオアシス第1駐車場

利用方法 いずれか1カ所での利用登録で、200V普通充電スタンドを無料で利用できます（1回90分まで）。登録車両のナンバーを確認の上、施設窓口で運転免許証を提示し、利用登録の手続きを行ってください。

他 ・施設により利用登録受付時間や充電設備利用時間が異なります。
・施設の工事などで登録受付や利用ができない場合があります。

